

平成30年度第2回山形県環境審議会環境保全部会議事録

1 日時

平成31年1月25日(金) 午後1時30分～午後4時00分

2 場所

あこや会館 202会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員(12名)

野堀 嘉裕(山形大学名誉教授)
有川富二子(公募委員)
内田 美穂(東北工業大学工学部准教授)
小林 裕明(山形新聞社論説委員長)
白石 克子(水とくらしを考える会幹事)
内藤いづみ(古澤・内藤法律事務所主任研究員)
横山 孝男(山形大学名誉教授)
島中 昭二(農林水産省東北農政局農村振興部長代理)
島山 幸樹(林野庁東北森林管理局長代理)
宮川 浩幸(国土交通省東北地方整備局長代理)
佐藤 秀彦(酒田海上保安部長代理)
伊藤 進(環境省東北地方環境事務所長代理)

(2) 陪席

(諮問第1号～諮問第3号)

国土交通省山形河川国道事務所河川管理課	河川管理課長	土田 昭夫
山形市環境部環境課	公害係長	吉野 純一
〃	主事	相内慎一郎

(3) 事務局

(諮問第1号～諮問第3号)

環境エネルギー部水大気環境課	課長	佐藤 貢一
〃	課長補佐	高橋 幹二
〃	課長補佐(水環境担当)	後藤 忠史
〃	水環境主査	横山 英史
環境科学研究センター	研究主幹(兼)水環境部長	鎌水いづみ
〃	専門研究員	新藤 道人
〃	研究員	小林 幹彦

(諮問第4号～諮問第7号)

環境エネルギー部環境企画課	課長	佐藤 孝喜
〃	課長補佐(企画調整担当)	安孫子幸一
〃	企画調整主査	横山 範和
農林水産部林業振興課	森林計画主査	齋藤 浩

4 議事要旨

(1) 開会

(2) 挨拶

水大気環境課長挨拶

(3) 議事録署名委員の指名

議事録署名委員：内田委員、小林委員

(4) 協議

ア 諮問第1号「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準類型の指定等について」

事務局説明の後、協議を行った。

質疑応答の概要

東北地方整備局	今年度は2箇所を指定するというのですが、なぜこの2箇所なのか、理由を教えてください。
事務局	類型指定につきましては、部内で方針を定めて、先程、担当から御説明させていただきましたが、一括して指定するには業務量的にも非常に多いことから、順番を決めて類型指定を行ってきております。先程の説明資料の中の諮問第1号関係資料の2ページをご覧くださいなのですが、この表をご覧くださいと類型指定の歴史がわかります。平成11年から毎年毎年、今まで類型指定を当てはめていなかった河川について、新たに調査をしながら、指定する河川を増やしてきたところですが、目標水質を定めることで、県の環境保全施策を講じるということを進めてきたところですが、最近では、なかなか難しい河川が残ってきているというのが実態です。先程、豊川につきましては、新井田川の1/3が幸福川を通過して豊川に入ると説明いたしました。昔は、海の干満に応じて豊川が逆流して、幸福川を通過して新井田川に入るといこともございまして、なかなか汚濁負荷量の算定が難しい河川で、常時監視を続けてまいりました。その後、新井田川の1/3が豊川に入るよう河川整備が進み、汚濁負荷量の調査も行なえると判断したものですから、順番に豊川、そして大旦川について指定したいということでございます。
東北地方整備局	特に何か状況の変化があって、優先的に行うということなのでしょうか。
事務局	順番的には随分後になってしまった河川です。かつ、また、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、昨年度、酒田港につきましてA類型からB類型に見直しをしたこともありまして、その際には、酒田港に入る河川については、目標を定め施策を講じることが出来るようにという御意見も頂戴していますので、今年（指定）できるのではないかと判断をしまして、今回諮問させていただいたところですが。
内田委員	大旦川についてですが、（諮問第1号関係資料のP7）汚濁負荷量の関係です。畜産系が増えて、生活系の負荷が減る影響で全体としては4%削減される見込みということですが、感覚的に畜産系のほうがBODの排出源単位が大きいので、東根市の畜産酪農収益力強化整備等対策事業により1.7倍に増加する計画ということですが、原単位で計算されていることと思いますが、生活系の方は40%削減ということですが、処理人口の減少の見込みというのは、こういった統計から出されたのでしょうか。
事務局	生活排水の処理状況の減少率は、東根市と村山市からそれぞれ報告いただいたのですが、村山市については、5年前から減った量と同じ割合で5年後も減り続ける

<p>内田委員</p>	<p>という想定で算出しています。浄化槽も下水道も同じ考えで、同じ割合で減り続けるということで計算しております。</p> <p>細かい数値がどうこうということではなく、畜産の方が産業として活発になるので負荷は増えるけれども、生活系の減少で相殺されて全体としてはやや減になるというところがあるので、見込みが全体として思ったほど減らないのではないかなと。</p>
<p>野堀部会長</p>	<p>私も同じ意見を持っていました。今の質疑で大体把握できたかと思います。</p>
<p>東北農政局</p>	<p>関連しまして、ちょっと補足があるので東北農政局として畜産について少しお話をさせていただきます。大旦川のBODの予測するにあたって用いた畜産の数値が18ページにあります。畜産系にあっては牛、豚について堆肥化率と原単位が掲載されていますが、出典は国土交通省下水道部さんで出している「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」から採っている旨記載があります。ただし、その下にあります鶏舎につきましては、適正処理している場合は排水はないので、計算からは省略と記載されています。実は、農林水産省としましては、畜産からの汚物、もしくは垂れ流しといったものにつきましては、平成10年以降厳しく指導してきております。特に、我々は酪畜計画を踏まえて、畜産農家の収益率強化などに加えて、事業をする場合には堆肥舎や堆肥置場、専らこの事業になりますと堆肥舎を設けて、有機系の汚染を流さないような施設整備をするように指導しているところです。よって、今の推定値よりはむしろ安全側の方に数値が動くのではないかと想定しているところです。いかんせん、今ある出典から数値を拾って機械的に計算しましたというのも理解できる場所ではありますが、そういった状況ですので、現状としてそういった施設整備がなされ、今後もよりよい方向に改善されるということで、そういった内容の一文を付け加えていただければと思った次第でした。</p> <p>(事務局追記：汚濁負荷量の算定に用いる原単位については、国の資料など出典が明確であり、本県の実情に即したデータを使用することとしている。今回使用した畜産系の原単位は堆肥化率を加味した数値となっており、県関係機関への事前照会の結果、他に利用可能なデータが無いことを確認している。なお、安全側に評価しているのは、委員の御指摘のとおりであり、この点も踏まえ、諮問第1号関係資料の3ページ(第2の1(3))で上位類型への見直しについて記載したところ。)</p>
<p>野堀部会長</p>	<p>大変わかりやすい御説明をありがとうございました。</p> <p>おそらく世界でも最も品質の高い汚染防止策が日本ではとられているのではないかと。外国に行くときよくわかります。ありがとうございました。</p> <p>他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、他に御意見等ないようですので、答申についてお諮りいたします。</p> <p>諮問第1号については、原案のとおり指定することを適当と認め、この旨を答申することとして、御異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>野堀部会長</p>	<p>ありがとうございます。異議なしと認め、そのように答申させていただきます。</p>

イ 諮問第2号「平成31年度公共用水域水質測定計画について」

事務局説明の後、協議を行った。

質疑応答の概要

内藤委員	今、説明を頂戴して、酒田に絞って測定を続けることは理解できましたが、私はそもそも水質調査の目的というのは、汚濁具合を見るということがある一方で、美しい水質についての公表にあるとも感じています。庄内浜の美しさというのは、県民にとっても宝であり、この調査結果を公表することで、その美しさにいわばお墨付きを与える機能もあるのではないかと考えています。昨年の審議会で、酒田港については全てがB類型になってしまい、また、今回の調査でも酒田に限っては非常に庄内浜のイメージが悪くなるので、是非、予算的に可能でありましたら、吹浦であれ、鼠ヶ関であれ、加茂であれ、美しい水質を公表するという手立てを考えていく必要があるのではないのでしょうか。
野堀部会長	内藤委員、御意見として伺うことでよろしいですか。
内藤委員	はい。要望です。
事務局	ありがとうございます。今、御意見を頂戴しましたことはもっともなことですが、庄内浜の海岸の良さというのは、毎年テレビでも報道されますけれども、海水浴場調査がございまして、比較的、入込客の多い海水浴場について、毎年、環境省の全国調査と併せて調査をいたしまして、海水浴場中心にはなりますが、庄内浜は非常に清澄な状態だということを公表させていただいているところです。年度毎の変動は多少ございますけれども、庄内浜の水の調査は来年度以降も継続してまいります。20数年測定を継続してきた中で新たな測定もしなければならぬということもあり、選択と集中という形で進めておりまして、また、何か海域における状況の変化があれば、先程、担当からも休止という方向で説明しましたように、測定を再開するという事も視野に入れながら、来年度につきましてはこの案でお願いしたいと考えております。
有川委員	質問ですが、隣県の秋田や新潟の状況も、もし分かれば教えてください。海域の測定地点など。
事務局	新潟県につきましては、新潟港の周辺に加えて海域も測っております。本県に一番近いのは、笹川流れのあたりに測定地点がございます。細かいデータは手元にはありませんが、数値的には本県のデータとあまり変わらなかったと記憶しています。秋田県につきましても、同じように測定しています。 地点数などは、海岸線の長さにもよるかと思いますが、数地点で測定されていますが、岩手県では、海域を沿岸としてではなく、数多くの湾の中で測っております。このようにそれぞれの地域の状況によって測定地点を配置しているようです。
野堀部会長	諮問第2号関係資料の3ページにあるグラフですが、2ページの変更点の記載で、陸域からの汚濁負荷の流入などとあるが、陸域からの影響を見るということですか。
事務局	監視の観点で実施するものです。

野堀部会長	<p>ですから、酒田沖の2箇所、これは、近い所と遠い所になりますが、これがある意味、代表値になるという解釈がこれまでのデータから言えるということによろしいですか。</p>
事務局	<p>内藤先生から御意見頂戴しましたこととも関連しますが、少なくとも、この地点(酒田沖)よりも高くなる地点はないだろうという考え方をしております。</p>
野堀部会長	<p>あと、今後、何か変化があったら、復活できるかどうかが大変なことかと思えます。例えば、海外からの汚染が本格的に入ってくるようになった場合には、ものすごい勢いで監視しなければならない時代がやってくるかもしれません。今回の場合は、陸域からの汚濁負荷の流入ということですので、それなりに妥当な案ではないかと私は思います。</p>
横山委員	<p>地下水の方では、庄内の農地への施肥による汚染の逃げ場がなく、海の方に流そうと考えているわけですが、そうすると、それが、2 km沖、4 km沖にも影響を及ぼすのか、それとも外洋から来る方が多くて、陸からの負荷は無視できる程度なのか、そのあたりはどのようにみていますか？</p>
東北農政局	<p>農業政策を日々行っている側から申し上げますと、まずは、減肥対策を全体的に実施しています。特に、この辺りは米どころですが、米は農協さんでも力を入れています。モントリオール議定書などでも、農薬の問題など世界基準で取り決めがなされて、それ以降、環境保全型とまではいなくても、生産農家さんが栽培ごよみを基に時期や成長過程に応じて適切な資材を適正量使用していただくということをしつかりと周知していきまして、肥料や農薬を残存する量が少なくなるような資材、量にさせていただくようにしているところです。全体量としては軽微なものであるとは想定されます。一方では、時として害虫関係ですが、異常気象などにより大量発生する場合がございます。そういった場合には、やむなく、強い薬剤を使ったりとか、そういった地力保全の部分においても、何がしかの特異的な事象が生じた際にはそういったものを使いたがる生産農家さんもいらっしゃるのも事実でございます。そういったところは、肥料のガイドラインに添った形で、我々も各行政機関等を通じて引き続き指導していく、ということをお伝えしておきたいと思えます。</p>
横山委員	<p>既に残留していて、抜けなくて困っているところが、この北の方からずっとあるのですが、そうするとやっぱり海側に受けてもらうことになるのかな。</p>
事務局	<p>横山先生がおっしゃっているのは、遊佐町とか酒田市浜中などの地下水汚染の問題の中で、目的自体は冠水対策として灌漑用水を抜く排水対策を実施しているところですが、その中で硝酸などが含まれる水が海に流出することをおっしゃっているものと思います。CODやBODなどの有機汚濁の指標という観点では、アンモニアから亜硝酸になる時と、亜硝酸から硝酸になる時に酸素を消費しまして、結果的にCODやBODが高くなることもあるのですが、いま、地下水汚染があるところで観測されているのが、硝酸性窒素ですから、そこから更に酸化が進むことはなくて、有機汚濁という観点からすると、BODなどに及ぼす影響はそれほど大きくない。あと、水量的にも、海の水の量と、汚染地域で出ている水の汚染濃度が10～</p>

	<p>20mg/L程度であり、環境基準で比較すれば、海の水で2倍以上に希釈されれば、環境基準以下になるというのはわかっていますから、そういった意味ではそれほど心配する必要はないと考えています。</p>
横山委員	<p>そうすると、もうちょっと海側と仲良くしてもいいのかな。</p> <p>施肥は減らしていく、今残留しているのをなんとか減らすということで、現状では海の方に流して、残留しているものを減らすというのも現実的な手なんですね。</p>
事務局	<p>少なくとも、冠水対策、排水対策をすることによって、多少なりとも窒素の量が減りますから、どのくらいの効果があるか、検討会でも御意見をお聞きしながら地下水汚染対策として実施していますが、監視のために測定地点を置くほどの影響が出ることはないと考えています。</p>
野堀部会長	<p>他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、他に御意見等ないようですので、答申についてお諮りいたします。</p> <p>諮問第2号については、原案のとおり指定することを適当と認め、この旨を答申することとして、御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
野堀部会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認め、そのように答申させていただきます。</p>

ウ 諮問第3号「平成31年度地下水水質測定計画について」

事務局説明の後、協議を行った。

質疑応答の概要

内藤委員	<p>諮問第3号関係資料の2ページ、概況調査の実施状況の進捗率ですが、年毎に実施地域を決めて調査を進め、未調査地区をなくしていくとの説明でしたが、100%になった時は、そのあとは元に戻ってということか。何年サイクルなんですか。</p>
事務局	<p>地下水の水質調査につきましても、県知事の義務ですので、県は、今後も継続的に実施して、未調査メッシュを埋めていくこととなりますが、先生の御指摘のとおり、全て埋まる時期が来た後につきましては、今まで実施した地区におきましても、全項目をやっていなかった地点があったり、10数年以上前に実施したきりで以後やっていないメッシュもありますので、その後の状況はどうか、項目を増やしてみたり、場合によっては、今の2kmメッシュを細分化して1kmメッシュで実施する必要があるのかどうかなどの検討をして、更に継続的に地下水の状況を把握していくというような形で考えています。まずは、今残っているところを調査し終わる前に、この審議会に御報告して、このような形で今後の測定を進めたいということをお相談させていただく時が数年後にあるかと思えます。それまでは他県の状況なども参考にしながら、どういった測定・監視をするのが山形県としていいのかということを検討していきたいと考えております。</p>
内田委員	<p>先に、概況調査と継続監視調査について御説明いただきました。他に汚染井戸周</p>

	<p>辺地区調査というのは、概況調査等で汚染が見つかった時に実施するということでしたが、こういったタイミングで実施するのですか。直ちに行うと考えてよろしいのですか。</p>
事務局	<p>汚染井戸周辺地区調査の契機としましては、先程來說明しております概況調査で調査した井戸で環境基準を超える汚染が見つかった場合、あるいは、工場・事業場に自主測定をお願いしておりますので、工場・事業場で持っている井戸などに地下水汚染がありましたという報告があった場合など、直ちにその周辺の井戸の状況を調査します。環境省において、汚染物質毎に汚染の広がる範囲、例えば、土壌に付着して移動、拡散しにくい重金属類もあれば、地下水に入り込んで汚染が広がってしまう有機化学物質などもありますので、どのくらいの範囲まで調査すべきかの目安を示していますので、その示された範囲内で井戸の状況を把握して、汚染がどのあたりまで広がっているかを、大抵は10箇所程度ですが、周辺で井戸を選定して直ちに調査するというところでございます。</p>
内田委員	<p>私、前回、前々回の審議会を欠席させていただいたので、こういった議論が既にあったのかもしれませんが、回答ありがとうございます。</p>
野堀部会長	<p>今回、継続監視調査が6地点減ったのは、4年に1回のローテーションの関係で減ったということによろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
内藤委員	<p>報告資料1の3ページ(2)アの概況調査で朝日町玉ノ井丙地区で環境基準を超過したとあります。で、31年度の計画で継続監視調査に朝日町大谷が入っていますけれども、その地点との関係をお聞きしないと、継続監視調査につながらないので。地理的に非常に近い地区である事はわかりますが、すいません。</p>
事務局	<p>後ほど報告の際に御説明させていただくつもりだったのですが、29年度の概況調査の結果、朝日町玉ノ井丙地区1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。29年度に、その周辺10地点で汚染井戸周辺地区調査を実施しましたがけれども、環境基準の超過はなく、汚染の拡がりはない状況でした。その周辺地区調査の契機となりました玉ノ井丙地区の井戸についても一緒に測定しましたが、環境基準と同じ10mg/Lということで環境基準は超過していない状況でしたが、10mg/Lということで、測定を継続して監視したほうがよいだろうということで、今年度から継続監視地点として測定しております。</p> <p>概況調査については、2kmメッシュで行うと御説明いたしましたが、2kmメッシュになると、市町村の境界を跨いだり、地区も複数の地区が含まれる場合がございます。計画段階で、メッシュの中のある程度、この集落を狙うとして想定した地区名で計画に載せていますが、実際に調査した井戸は、メッシュの中の朝日町大谷地区の井戸であり、測定した結果、環境基準を超過しました。周辺地区調査として、その周辺の玉ノ井丙地区とか大谷地区を含む地区で周辺地区調査を実施しまして、結果的に全て基準超過はなかったのですが、一度超えているので継続監視調査として位置付けたところです。継続監視調査の地区名を、概況調査の地区名を引用するのか、実際の井戸の所在地区で表すかという議論はあるのですが、井戸の調</p>

野堀部会長	<p>査をお願いする際に、井戸所有者には大字名で公表すると説明した上で協力いただいていますので、基本的には井戸の所在する大字名とするようにしています。ですので、概況調査の際の地区名と、継続監視調査に入った時の地区名が異なることはあります。</p> <p>他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、他に御意見等ないようですので、答申についてお諮りいたします。</p> <p>諮問第3号については、原案のとおり指定することを適当と認め、この旨を答申することとして、御異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
野堀部会長	ありがとうございます。異議なしと認め、そのように答申させていただきます。

エ 報告事項「山形県の大気・水環境等の状況等について」

事務局説明の後、質疑を行った。

質疑応答の概要

横山委員	<p>光化学オキシダントについてですが、全国的にもほとんど超過しているということ、県内ではそれほど問題のあるレベルではないということですが、こういう場合は、基準自体が厳しすぎたと考えてよいのか、それとも、問題がおきそうな予備軍なのか、この辺は国の問題かもしれませんが、黙って見過ごせば右から左に抜けませんが、その辺のところはどうでしょう。</p>
事務局	<p>やはり、全国でも、昨年度、一般局では1局を除いて全て環境基準を超過している状況でした。当然、健康への影響のある基準として環境基準が定められていますが、国においても、その基準のあり方について様々な調査検討を進めていると聞いています。まだ、基準値を変えるという話は聞こえてきませんが、測定の方法、測定機など様々な検討を進めていると聞いています。詳細な内容は手元にありませんのでお答えできませんが、どこでも環境基準を超えているという状況で、基準は大丈夫なのかと、皆様が思うところかと思えます。今後、国の方から新たなものが示されるのではないかと思います。</p>
横山委員	<p>メカニズムが複雑で、こういう指標では的確に捉える、代表値として扱うことが不適切になったのか。例えば、背坂川のカドミウムなどは、基準が厳しくなって、基準を超えることになったわけですね。国の方でもその辺りは対応してほしいなと思います。オキシダントに関して、もう少し別な指標を作らないと、健康に影響するかどうかわからないんだというならば、別な指標を作ってほしい。そういう点では、カドミウムは閾値のところまで推移していて、下がらないですね。</p>
事務局	<p>カドミウムにつきましては、世界的に食品のカドミウム含有量の基準が強化されたことなどもあり、基準が1/3位に厳しくなった。従来から背坂川のカドミウムに関する水質の状況は同じですが、基準が厳しくなったので基準を超えてしまったということです。先生の御指摘のとおり、下がる見込みは今のところみられません。</p>

横山委員	<p>現地の方も、我々が調査していますけれども、ずり山のところから地中に浸透し、やがて無くなるのでないかという、安易な考えもありましたけれども、一向に下がらない。非常に局所的だから、まだいいんだけど。</p>
事務局	<p>周辺の調査もされて、報告書も県にいただいておりますけれども、今お話のあったような状況で、ずり山のところから出ていて、防ぎようがない状況です。</p> <p>発生源は、ずり山と考えられるので、期間の考え方にもよりますが、最終的には洗い出しが終われば、新しいずりの発生はありませんので理論的には落ち着く時は来るはず。ただ、なかなか下がらない状況。</p>
横山委員	<p>そうだね。尾をひいている。</p>
事務局	<p>今は、利水者である農業者の方に湛水管理をお願いしているところです。稲にカドミウムが吸収されないように水田に水を張って、カドミウムの吸収を阻害するような対策をとってもらって、食品や健康への被害がないように対応しています。</p>
小林委員	<p>2ページの酸性雨の測定結果についてですが、29年度は山形市と村山市の2地点ですが、毎年、だいたい2地点くらいで測定しているのですか。</p> <p>それから、全国平均と比べて酸性度は弱いということですが、この数値をどのように受け止めればいいのですか。</p>
事務局	<p>地点数については、これまで2地点で測定してきました。当初は継続して酒田市と山形市で実施してきたのですが、その後、山形市の地点を村山市に移しております。状況的には、悪化しているということもなく、全国的に同じような状況ということでございます。</p> <p>大気中の二酸化炭素が雨に溶け込みますと、他の汚染物質が無ければpHが5.6まで下がることから、それよりpHの低い雨を酸性雨としています。全国的にpH4の後半が続いているような状況でございます。</p>
小林委員	<p>全国的にはいいほうなんですか？</p>
事務局	<p>全国的に見ますと、西日本の日本海側がちょっとpHが低めだったと記憶しています。ただ、沿岸部では、海塩の影響等もありますので、pHの数字だけで評価するのはちょっとなじまない。もうちょっと細かく分けて、非海塩性のイオン成分濃度などとも比較すると、またちょっと評価が変わります。いずれにしても、すごくいいとか悪いというわけではありません。</p> <p>酸性雨については、環境基準がないのですが、状況把握をしています。地球環境問題の一つでもありますし、北欧、北米を中心にだいが騒がれた時期もありましたので、全国の地方環境研究所で連携して酸性雨の状況を調べましょうということで、全国的に取り組んできたものでございます。全国的にも、だいが落ち着いてきており、地点数も減らしてきているところもでございます。以前は、詳細に、雨の降り始めの酸性度が強いので雨の降り始めだけをとっていましたが、今は2週に1度のサンプリングをしてpHなどを測定するように切り替えている状況ですので、かなり落ち着いてきておりますし、悪化しているという状況ではございません。</p>

野堀部会長	<p>そうですね。20年位前のヨーロッパ、北米を中心に酸性雨の被害が非常に拡がって、例えば、大理石の建物が溶けたり、森林が被害を受けたり、枯れたりして大問題になりました。酸性雨の原因が確か石炭火力発電所だったり、石炭を燃やしたりすることで、その酸性分が雨と一緒に降下してくるということだったと記憶しています。その原因がかなり改善されたので酸性雨は落ち着いてきた。その代わりではないですが、PM2.5だったり、中国やモンゴルでは今だに火力発電などで石炭をどんどん使っていますから、大気の流れからすると西から流れてくるという現象が起きてきて、その場合、地下水のように動きにくい対象と大気など地球規模で非常に動きやすい対象を同じように見るのが難しいんだというのが段々わかってきました。横山先生が御専門でしょうけれども。</p>
横山委員	<p>日本は本当に改善されて良くなりました。これは、外国からの影響が大きいでしょうね。</p>
野堀部会長	<p>今後、そういう問題に発展していかなければいいなと思います。特に、オキシダントとか酸性雨とかは変わってくる可能性が高いのでこわいなと思います。ですから、光化学オキシダントについて、環境基準の数値を上げていったほうがいいのかという発想は違うんだろうと思います。全然別なところから、全然別な原因で、環境基準が大事だということがわかってくるのが将来出てくるのではないかと思います。</p> <p>昨年度の場合、酒田港でAからBにしましたけれども、酒田港の場合とは違うと考えています。</p>
野堀部会長	<p>他に御質問等無いようでしたら、これは諮問事項ではありませんので、これまでにさせていただきたいと思います。</p>

オ 諮問第4号「村山市水資源保全地域の指定について」

諮問第5号「朝日町水資源保全地域の指定について」

諮問第6号「大蔵村水資源保全地域の指定について」

諮問第7号「小国町水資源保全地域の指定について」

事務局が、諮問第4号から諮問第7号までを一括して説明した後、協議を行った。

質疑応答の概要

小林委員	<p>1点確認させていただきたいのですが、それぞれの市町村で指定しようとしている区域は、その市町村の民有林すべてということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
小林委員	<p>1月18日に市町村長への意見聴取を行っていると思いますが、それぞれの市町村からの意見の内容はどういったものですか。</p>
事務局	<p>1月18日に文書で意見照会を行ったところですが、まだ回答が返ってきていない状況です。ただ、事務的には各市町村から了解をいただいております、公文書でのやり取りを行っているところです。</p>

野堀部会長	今回の場合は関係市町村長への意見照会が1月18日で、環境審議会への意見照会 が1月25日ですが、並行して進めていると見てよろしいですか。
事務局	結構です。
野堀部会長	そもそも市町村から指定の意向が出されるのであれば、何故もう一度市町村に意 見を聴くのでしょうか。
事務局	市町村との調整の中で、事務的に市町村から了解をいただきますが、形には残り ませんので、公文書で意見をいただくという手続きを（審議会への意見聴取と）並 行して行っているところです。
野堀部会長	民有林をすべて指定するということですが、民有林の所有者の方もすべて了解し ているということによろしいですか。
事務局	いえ、現時点で住民の皆様個別に通知をしている訳ではありません。住民の皆 様にはこれから市町村の広報誌などで周知し、縦覧期間を設けておりますので、そ こで指定案（図面）をご覧くださいことになります。
野堀部会長	個人の意見はそこで何うということですね。
小林委員	土地の所有者から事前届出をもらう制度ですよね。土地の所有者がどこまで理解 しているのでしょうか。これから色々な広報活動の中で周知していくという理解でよ ろしいのでしょうか。
事務局	指定の流れにつきましては、関係市町村・環境審議会への意見聴取、その後、指 定予定地域の告示、2週間の図面の縦覧となっております、それと併せまして、 地元市町村の広報誌で指定の予定について広報してもらうということになってお ります。また、もし、住民の方で御意見がある場合は、意見書の提出という機会も 設けております。
横山委員	県と市町村がリードして指定を行うわけですが、土地の所有者が「自分の土地は 指定地域に入れてほしくない」と言った場合は、指定地域から外すのでしょうか。
事務局	意見書を提出していただくことになっておりますので、御意見を十分お聞きした 上で検討し、判断することになります。水資源の保全という趣旨の制度で、「嫌だ から外す」という類のものではありませんので、理由を斟酌した上で判断すること になると思います。
横山委員	（条例制定の）きっかけは米沢市で外国の方に森林が買われたことでした。事前 に届出をしてもらえれば、土地取引が妥当なものか判断ができるので、水資源自体 が疎かにされないようになるということで、指定地域を拡大し、県内民有林面積の 46%までできました。水資源保全に役立てるという趣旨ですから、皆さんに参加して もらって、水資源を売るような、しかもそこが汚染源になるようなことが無いよう に協力してもらいたいです。縦覧をして、（反対者には）意見を聞きながら説得を

	して、進めてもらいたいです。
事務局	今回指定を予定している地域の皆様には、ぜひ御理解をいただきたいと考えております。
小林委員	大変良い制度なので、関係者の皆様と合意した上で、よく理解した上でこの制度が進められれば良いと思います。その趣旨でお伺いしますが、過去に指定した市町村で、縦覧した結果、意見書が提出されたケースはありますか。
事務局	遊佐町で指定した際に意見書が2件提出されています。1件は所有地が指定地域に入るかどうかの確認でした。もう1件は指定反対の意見でしたが、この制度の趣旨を説明し、予定どおり指定させていただきました。
小林委員	今のところトラブルになったケースはありませんか。
事務局	ありません。
東北地方整備局	村山市の指定地域を見ますと、集水区域から外れた区域も指定されるようですが、これは他のところも同じ考え方ということでしょうか。
事務局	村山市の図面の北東部になりますが、村山市だけを見ると（集水区域から）外れていますが、隣の尾花沢市は既に水資源保全地域に指定しており、五十沢川の流域の村山市との境界周辺も尾花沢市水資源保全地域に指定されています。よって、県としましては、他の市町村への影響も考慮して指定を行うこととなります。
野堀部会長	ほかに御発言はないようですので、答申についてお諮りいたします。諮問第4号から諮問第7号までにつきましては、いずれも原案のとおり指定することを適当と認め、この旨を答申することに御異議ございませんか。
各委員	異議なし
野堀部会長	御異議なしと認め、そのように答申を行います。

カ 報告事項「山形県水資源保全総合計画に基づく施策の取組状況について」

事務局説明の後、質疑を行った。

質疑応答の概要

有川委員	施策4の主な取組みの中で、私も環境展に参加しましたが、模型を使ったデモンストレーションはとても有効だと思いました。多くの親子が足を止め、見入っていました。実際に水を流すことで目で見てわかるので、パネルや資料よりも理解しやすいと思いました。環境展だけでなく、他でもできれば良いと思います。
野堀部会長	他に御質問、御意見ございませんか。これで質疑も報告事項もすべて終了ですので、全般に関わることでも結構ですので、何かございましたらお願いします。

小林委員	施策3の主な取組みの中で、水資源保全地域における事前届出の平成30年度の件数として土地取引等が13件とありますが、県外への売却や外国資本による購入はあるのでしょうか。
事務局	外国資本による土地取引等はありませんでしたが、県外の方が土地を買ったという事例は1件ありました。
内田委員	平成30年度の開発行為の事前届出は0件ということですが、開発行為というのは規模の大小は問わないのでしょうか。
事務局	この事前届出は面積要件がありませんので、規模に関わらず届出をしていただく必要があります。一方で、1haを超える林地を開発する場合は、森林法の規定により林地開発許可が必要となりますので、この事前届出は不要となります。よって、比較的小規模な案件が届出される傾向があります。
野堀部会長	他の市町村で水資源保全地域の指定に向けた動きはありますか。
事務局	もう1つ今年度の指定に向けて調整を行っていた市町村がありますが、今年度の指定は難しいということで先送りとなっています。
横山委員	CO ₂ 削減やバイオマスなどの環境の面で森林が注目を受ける一方で、森林が開発されていく中、森林の涵養機能や地下の部分である水循環をこういった形で保全していくことは、先取りした取組みだと思いますので、頑張ってください。
野堀部会長	ほかに御質問や御意見はないでしょうか。ないようでしたら、議事を終了します。御協力ありがとうございました。

－議事終了－

(5) その他

なし

(6) 閉会

議事録署名人 部会長 野 堀 嘉 裕

委 員 内 田 美 穂

委 員 小 林 裕 明